加賀百万石回遊ルート　観光ガイドマップ・スタンプラリー作成等業務委託に関する企画提案

実施要領

１　業務の概要

（１）件名

　　　加賀百万石回遊ルート　観光ガイドマップ・スタンプラリー作成等業務

（２）目的

　　　昨年、金沢城への新たな入口となる鼠多門・鼠多門橋の完成に加え、本多の森では国立工芸館が開館し、長町武家屋敷跡から尾山神社、金沢城・兼六園、そして本多の森公園へ続く新しい観光ルート「加賀百万石回遊ルート」が誕生した。加賀百万石回遊ルートの認知度と回遊性の向上、当該エリアへの誘客促進を図るため、観光ガイドマップ（以下、マップ）とスタンプラリーを作成する。本事業は、観光ガイドマップ・スタンプラリー作成についての業務を請け負うことを目的とする。

（３）業務内容

　　　別添「加賀百万石回遊ルート　観光ガイドマップ・スタンプラリー作成等業務　仕様書」のとおり。

（４）予算上限額

２，３１０，０００円（消費税及び地方消費税含む）とする。

　　　　ただし、マップ作成に係る予算を１，１００，０００円、スタンプラリー作成に係る予算を１，２１０，０００円とする。

（５）担当部局及び書類提出先等

　　　書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

　　　加賀百万石回遊ルート誘客推進実行委員会（担当：塩田）

　　　　〒920-8580　石川県金沢市鞍月1-1　石川県庁行政庁舎12F（観光企画課内）

　　　　電話：076-225-1542／ＦＡＸ：076-225-1129

　　　　E-Mail：e200100@pref.ishikawa.lg.jp

 受付時間：土・日・祝祭日を除く9時から17時まで（12時から13時は除く）

　　　　その他：質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じないものとする。

２　企画提案内容

 別添「加賀百万石回遊ルート　観光ガイドマップ・スタンプラリー作成等業務　仕様書」に基づき企画提案すること。また、また、企画書に最低限記載しなければならない項目は以下のとおりとする。

　（１）共通

　　　ア　デザインコンセプト

　（２）マップ

　　　ア　表紙・裏表紙（A4スペース）の具体的なデザイン案

　　　イ　イラスト地図（A3スペース）の具体的なデザイン案

　　　ウ　実施体制

　　　エ　参考見積

　（３）スタンプラリー

　　　ア　スタンプの絵柄（カラー）（２種）

　　　イ　スタンプ台紙の表紙（Ａ4スペース）デザイン案

　　　ウ　実施体制

　　　エ　参考見積

３　企画提案の概要

　（１）応募者からの企画書及び見積書の提出

　　　ア　提出資料

　　　　（ア）　会社名や個人名の記載のない企画書及び参考見積書　　５部

　　　　（イ）　会社名の記載のある企画書及び参考見積書　　　　　　１部

　　　　（ウ）　上記「（ア）」及び「（イ）」の電子媒体

　　　　　　※下記のデータ形式のいずれかにより提出すること

　　　　　　　ＰＤＦ、Ｗｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌ、ＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔ

　　　　（エ）　会社概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

　　　イ　提出に際しての注意事項

　　　　（ア）　企画書はＡ４横、左１点ホッチキス止めとすること。なお、企画書を保護する透明カバーは不要とする。

　　　　（イ）　参考見積は企画書内に綴じ込むこと。

　　　　（ウ）　印刷物のデザイン案はＡ３縦でも可とするが、必ず企画書内に綴じ込むこと。

　　　　（エ）　会社概要は企画書とは別冊で提出すること。

　　　　（オ）　提出資料等に関する質疑は、令和３年２月２４日（水）正午までに文書により提出すること。

　　　　　　　　なお、質疑への回答は、一括して応募者全員に対して文書により通知する。

　　　　（カ）　参加の意思表示は令和３年２月２４日（水）正午までに別紙様式の提出より行うこと。

　　　　　　　　なお、期限までに提出がない場合及び期限を過ぎてからの提出は、不参加として取り扱う。

　　　　（キ）　資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。

　　　　（ク）　資料作成にかかる費用は応募者が負担するものとする。

　　　　（ケ）　 採択された提案書の内容についてはすべて実施するものとし、やむを得ない状況の変化が生じた場合を除き、採択後の内容の変更はできないものとする。

　　　ウ　提出期限及び方法について

　　　　（ア）　提出期限

　　　　　　令和３年２月２６日（金）正午必着

　　　　（イ）　提出方法

　　　　　　上記「（ア）」に示す期限までに、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、期限内に到達するように送付すること。

　（２）選定方法

　　　　応募者から提出された企画書を、別表のとおり審査員が審査を行い、当実行委員会において集計を行い、業者を選定する

４　審査項目及び評価内容

　　別表のとおり

５　契約に関する事項

（１）契約にあたっては、企画提案書を基に細部について協議の上、石川県財務規則等に基づき、本要領１（４）に掲げる額の範囲内で契約を締結する。

（２）契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

６　業務の一括再委託の禁止

　　　受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

　　　ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に当実行委員会に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

７　公募型企画提案に参加するために必要な資格

 参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当したものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）本企画提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものである

　　　こと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（４）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

　　ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

 　イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

 　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

 　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（５）本要領３に記載する企画提案日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないもので

　　　あること。

（６）（公社）石川県観光連盟の会員である者。または、会員になる意思のある者。

※なお、本審査については令和３年度の石川県当初予算の成立を前提として実施するものである。

　また、マップ作成部分については令和2年度、スタンプラリー作成分については令和3年度の当実行委員会事業として実施するものであり、選定された同一業者と個別に契約予定である。

　また、別添仕様書の通り提案を募集するが、現時点において掲載内容などについて調整中の事項もあることから、別添仕様書の通り提案を募集するが、今後変更が生じた場合には指示に応じること。

別表　　審査項目及び評価内容

１　審査項目及び各項目の配点は次のとおりとする。

２　審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し、企画提案者の評価点数の多いものから順に、選考委員ごとに順位をつける。

３　全企画提案者の中で、各選考委員がつけた順位点の合計が最も多かったものを契約交渉者とする。なお、

同点の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
| １　的確性 | （１）仕様書を的確に踏まえ、事業の目的に結びつく明確かつ具体的な提案になっているか。 | 10点 |
| （２）提案内容について、論理的な説明がなされているか。 | 10点 |
| ２　実現性 | （１）実施方法が具体的で、実現性があるか。 | 10点 |
| （２）事業者が有する知見を反映した、具体的でかつ実現可能な提案となっているか。 | 10点 |
| ３　独創性 | 　　提案事業者ならではのノウハウや知識・経験を活かした創意工夫や独自性が見られ、効果が見込める提案がなされているか。 |  |
| （１）マップ・スタンプラリー共通のデザインコンセプトについて | 10点 |
| （２）マップ・スタンプラリー表紙のデザインについて | 10点 |
| （３）マップ内のイラスト地図のデザインについて | 10点 |
| （４）スタンプのデザインについて | 10点 |
| ４　実施体制 | （１）提案内容を実施できる人員が確保されているか。 | 10点 |
| （２）工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に示されているか。 | 10点 |